

利用者のために

1 調査の目的

本調査は、都道府県の特用林産物の生産等の変動の実態を継続的に把握し、その調査結果を分析して需給の安定等に関する施策を推進するとともに、生産者や消費者へ情報提供を図っていく上で必要な基礎資料を得ることを目的としている。

2 調査の根拠

本調査は、統計法（平成19年法律第53号）第19条第1項の規定に基づく総務大臣の承認を受けて実施した一般統計調査である。

3 調査機関

調査は、林野庁から都道府県又は市区町村を通じて実施した。

4 調査の対象

都道府県が把握している特用林産物の生産者全てを対象とした（ただし、農業協同組合、森林組合、取扱業者・加工業者が6の調査事項の情報を保有している場合は、その者を調査対象とした。）。

5 調査対象事業所数

調査対象数及び有効回答数は、次のとおり。

調査対象数	有効回答数	有効回答率
8,611	7,185	83.4%

6 調査事項

- (1) きのこの生産量、生産者数等
- (2) きのこの出荷先内訳
- (3) しいたけ等原木の伏込量等
- (4) しいたけ生産者数規模別内訳等
- (5) しいたけ生産施設等
- (6) 木炭等の生産量、生産者数等
- (7) その他の特用林産物の生産量等

7 調査期間

調査期間は、令和3年1月1日から12月31日までの1年間である。

8 調査方法

調査は、都道府県又は市町村から調査対象者に対して調査票を送付する郵送調査、オンライン調査（電子メール）、調査員調査、職員調査又は FAX 調査で配布・回収する自計調査の方法により行った。

9 集計方法

林野庁林政部経営課において集計した。

集計は、回答が得られた調査結果の単純積上げとした。

10 実績精度

全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

11 用語の説明

(1) 特用林産物

一般に用いられる木材を除き、主として森林原野を起源とする生産物の総称である。

(2) 食用の品目

生産量は、生食用、加工用として流通する基準を満たすものの重量とし、出荷量とは、生産量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量とする。

また、食用の特用林産物のうち、乾しいたけ、乾きくらげ類、乾ぜんまいを除き、すべて生を意味する。

(3) 非食用の品目

木炭、薪、オガライト、オガ炭、煉炭、豆炭以外の生産量は、すべて販売に供された分のみ計上した。

(4) 粉炭

木や竹を原料とした木質由来の炭をいい、もみ殻炭を含めない。

(5) オガ炭

オガライト（おがくずを固めて造った棒状の木質系固形燃料）を炭化したものをいう。

12 利用上の注意

(1) 統計数値については、表示単位未満を四捨五入したため、合計値と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 表中に用いた記号は、次のとおりである。

「0」、「0.0」：単位に満たないもの（例：0.4 t → 0 t、0.04 t → 0.0 t）

「-」：事実のないもの

「…」：事実不詳又は調査を欠くもの

「△」：負数又は減少したもの

「x」：個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの

(3) 秘匿措置について

統計調査結果について、事業所数が2以下の場合には、調査結果の秘密保護の観点から、当該結果を「x」表示とする秘匿措置を施している。なお、全体（計）からの差引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合には、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても

「x」表示としている。

- (4) この統計表に掲載された数値を他に掲載する場合は、「令和3年特用林産基礎資料」（農林水産省）による旨を記載してください。

13 お問い合わせ先

大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 畜産・木材統計班

電話：代表03-3502-8111 内線3686

直通03-3502-5665

FAX：03-5511-8771

林野庁 林政部 経営課 特用林産対策室 特用林産企画班

電話：代表03-3502-8111 内線6086

直通03-3502-8059

FAX：03-3502-8085

- ※ 本調査に関する御意見、御要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】